

『あたらしい憲法のはなし』 文部省

一 憲法

みなさん、あたらしい憲法ができました。

そうして昭和二十二年五月三日から、私たち日本國民は、この憲法を守ってゆくことになりました。ところでみなさんは、憲法というものはどんなものかごぞんじですか。じぶんの身にかゝわりのないことのようにおもっている人はないでしょうか。もしそうならば、それは大きなまちがいです。

國の仕事は、一日も休むことはできません。また、國を治めてゆく仕事のやりかたは、はつきりときめておかねければなりません。そのためには、いろ／＼規則がいるのです。この規則はたくさんありますが、そのうちで、いちばん大事な規則が憲法です。

もしみなさんの家の柱がなくなったとしたらどうでしょう。家はたちまちたおれてしまうでしょう。いま國を家にたとえると、ちょうど柱にあたるものが憲法です。どこの國でも、憲法をいちばん大事な規則として、これをたいせつに守ってゆくのです。國でいちばん大事な規則は、いかにえれば、いちばん高い位にある規則ですから、これを國の「最高法規」というのです。

ところがこの憲法には、いまおはなししたように、國の仕事のやりかたのほかに、もう一つ大事なことが書いてあるのです。それは國民の権利のことです。

みなさんは日本國民のうちのひとりです。國民のひとり／＼が、かしこくなり、強くならなければ、國民ぜんたいがかしこく、また、強くられません。

國の力のもと、ひとり／＼の國民にあります。そこで國は、この國民のひとり／＼の力をはつきりとみとめて、しっかりと守ってゆくのです。そのために、國民のひとり／＼に、いろ／＼大事な権利があることを、憲法できめているのです。

この國民の大事な権利のことを「基本的人権」というのです。これも憲法の中に書いてあるのです。

そこでもういちど、憲法とはどういうものであるかということをおきます。

憲法とは、國でいちばん大事な規則、すなわち「最高法規」というもので、その中には、だいたい二つのことが記されています。

その一つは、國の治めかた、國の仕事のやりかたをきめた規則です。

もう一つは、國民のいちばん大事な権利、すなわち「基本的人権」をきめた規則です。

このほかにまた憲法は、これから戦争をけつしてしないという、たいせつなことがきめられています。

こんどの憲法は、第一條から第百三條まであります。そうしてそのほかに、前書が、いちばんはじめにつけてあります。これを「前文」といいます。

この前文には、だれがこの憲法をつくったかということや、どんな考えでこの憲法の規則ができてくるかということなどが記されています。

この前文というものは、二つのはたらきをするのです。

その一つは、みなさんが憲法をよんで、その意味を知ろうとするときに、手びきになることです。

もう一つのはたらきは、これからさき、この憲法をかえるときに、この前文に記された考え方で、ちがうようなかたをしてはならないということです。

それなら、この前文の考えというのは为什么呢。

いちばん大事な考えが三つあります。

それは、「民主主義」と「國際平和主義」と「主権在民主義」です。

「主義」という言葉をつかうと、なんだかむずかしくきこえますけれども、少しもむずかしく考へることはありません。主義というのは、正しいと思う、もののやりかたのことです。

《日本国憲法 前文》

日本国民は、正当に選挙された 国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との 協和による成果と、

わが国 全土にわたつて 自由のもたらす 恵沢（恵みや恩恵）を確保し、

政府の行為によつて 再び戦争の惨禍（さんか）が 起ることのないやうにすることを 決意し、

ここに主権が 国民に存することを 宣言し、

この憲法を確定する。

そもそも国政は、国民の厳肅な信託（しんたく）（信頼して託すこと）によるものであつて、

その権威は国民に由来し、

その権力は 国民の代表者が これを行使（こし）（実行）し、

その福利（ふくろ）（幸福や利益）は 国民がこれを享受（きやうじゆ）する。

これは人類普遍の原理（げんり）（根本的なルールや理想）であり、この憲法は、かかる原理（うんり）（原理）に基（もと）づくものである。

われらは、これに反する一切の憲法、法令 及び 詔勅（しよくちよく）（天皇の意思を表示する文書）を排除（へいじゆ）する。

日本国民は、恒久（こうきゆう）の平和を念願（ねんがん）し、

人間相互の関係を支配する 崇高な理想（友愛、信頼、協調というような、人間と人間との関係を規律する最高の道徳）を 深く自覚するのであつて、

平和を愛する諸国民の 公正と 信義に 信頼して、

われらの安全と 生存を保持しようと 決意した。

われらは、平和を維持し、専制（せんせい）（権力者の支配）と 隷従（れいじゆう）（他者に従属し自由を奪われること）、

圧迫（あつぱく）と 偏狭（へんきやう）（度量の狭さや排他的な態度）を

地上から永遠に除去しようとする努めてゐる 国際社会において、

名誉ある地位を 占めたいと思ふ。

われらは、全世界の国民が、ひとしく 恐怖と 欠乏（けつぼう）から 免かれ、

平和のうちに 生存する権利を 有することを 確認する。

われらは、いづれの国家も、自国のことのみに専念して 他国を無視してはならないのであつて、

政治道徳の法則は、普遍的なものであり、

この法則に従ふことは、自国の 主権を 維持し、

他国と対等関係に立たうとする 各国の責務であると 信ずる。

日本国民は、国家の名誉にかけ、全力をあげて この崇高な理想と 目的を達成することを誓ふ。

六 戦争の放棄

みなさんの中には、こんどの戦争に、おとうさんやにいさんを送りだされた人も多いでしょう。ごぶじにおかえりになったでしょうか。それともとう／＼おかえりにならなかったでしょうか。また、くうしゅうで、家やうちの人を、なくされた人も多いでしょう。いまやつと戦争はおわりました。

二度とこんなおそろしい、かなしい思いをしたくないと思いませんか。

こんな戦争をして、日本の國はどんな利益があつたでしょうか。何もありません。

たゞ、おそろしい、かなしいことが、たくさんおこっただけではありませんか。

戦争は人間をほろぼすことです。世の中のよいものをこわすことです。

だから、こんどの戦争をしかけた國には、大きな責任があるといわなければなりません。

このまえの世界戦争のあとでも、もう戦争は二度とやるまいと、多くの國々ではいろ／＼考えましたが、またこんな大戦争をおこしてしまったのは、まことに残念なことではありませんか。

そこでこんどの憲法では、日本の國が、けつして二度と戦争をしないように、二つのことをきめました。

その一つは、兵隊も軍艦も飛行機も、およそ戦争をするためのものは、いつさいもたないということです。これからさき日本には、陸軍も海軍も空軍もないのです。

これを戦力の放棄といいます。「放棄」とは「すててしまう」ということです。

しかしみなさんは、けつして心ぼそく思うことはありません。

日本は正しいことを、ほかの國よりさきに行つたのです。世の中に、正しいことづらい強いものはありません。

もう一つは、よその國と争いごとがおこったとき、けつして戦争によつて、相手をまかして、じぶんのいいぶんをとおそうとしないということをかめたのです。

おだやかにそうだんをして、きまりをつけようというのです。

なぜならば、いくさをしかけることは、けつきよく、じぶんの國をほろぼすようなはめになるからです。

また、戦争とまでゆかずとも、國の力で、相手をおどすようなことは、いつさいしないことに
きめたのです。これを戦争の放棄というのです。

そうしてよその國となかよくして、世界中の國が、よい友だちになってくれるようにすれば、
日本の國は、さかえてゆけるのです。

みなさん、あのおそろしい戦争が、二度とおこらないように、また戦争を二度とおこさないよ
うにいたしましょう。

《日本国憲法 第二章 戦争の放棄》

第九条 日本国民は、正義と秩序を基調とする 国際平和を誠実に希求し（心からそつなるこ
とを強く望み、追い求め）、

国権の発動たる戦争（国家の政策の手段としての戦争）と、
武力による威嚇 又は 武力の行使は、

国際紛争を解決する手段としては、 永久にこれを 放棄する。

2 前項の目的を達するため、陸海空軍 その他の戦力は、これを保持しない。（持たない。維
持しない）

国の交戦権は、これを認めない。

七 基本的人権

くうしゅうでやけたところへ行つてごらんさい。
やけたゝれた土から、もう草が青々とはえています。

みんな生き／＼としげっています。草でさえも、力強く生きてゆくのです。

ましてやみなさんは人間です。生きてゆく力があるはずです。
天からさずかったしぜんの力があるのです。

この力によつて、人間が世の中に生きてゆくことを、だれもさまたげてはなりません。

しかし人間は、草木とちがつて、たゞ生きてゆくというだけではなく、人間らしい生活をしてゆかなければなりません。

この人間らしい生活には、必要なものが二つあります。

それは「自由」ということと、「平等」ということです。

人間がこの世に生きてゆくからには、じぶんのすきな所に住み、じぶんのすきな所に行き、じぶんの思うことをいい、じぶんのすきな教えにしたがつてゆけることなどが必要です。

これらのことが人間の自由であつて、この自由は、けつして奪われてはなりません。

また、國の力でこの自由を取りあげ、やたらに刑罰を加えたりしてはなりません。

そこで憲法は、この自由は、けつして侵すことのできないものであることをきめているのです。

またわれわれは、人間である以上はみな同じです。

人間の上に、もつとえらい人間があるはずはなく、人間の下に、もつといやしい人間があるわけはありません。

みな同じ人間であるならば、この世に生きてゆくのに、差別を受ける理由はないのです。

差別のないことを「平等」といいます。

そこで憲法は、自由といつしよに、この平等ということをきめているのです。

《日本国憲法 第三章より抜粋》

第十一条 国民は、すべての基本的人権の享有（きょうゆう）（生まれながらにして持っていること）を妨げられない。

この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられる。

第十二条 この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の（ふだん）（絶え間なく続けられる）努力によつて、これを保持しなければならない。

又、国民は、これを濫用してはならないのであつて、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。

第十三条 すべて国民は、個人として尊重される。

生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、

公共の福祉に反しない限り、

立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

第十四条 すべて国民は、法の下に平等であつて、

人種、信条、性別、社会的身分又は門地（もんち）（生まれや家柄）により、

政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

十五 最高法規

このおはなしのいちばんはじめに申しましたように、「最高法規」とは、國でいちばん高い位にある規則で、つまり憲法のことです。

この最高法規としての憲法には、國の仕事のやりかたをきめた規則と、國民の基本的人權をきめた規則と、二つあることもおはなしました。

この中で、國民の基本的人權は、これまでかるく考えられていましたので、憲法第九十七條は、おごそかなことばで、この基本的人權は、人間がながいあいだ力をつくしてえたものであり、これまでいろ／＼のことにあつてきたえあげられたものであるから、これからもけつして侵すことのできない永久の權利であると記しております。

《日本国憲法 第十章 最高法規 より抜粋》

第九十七條 この憲法が 日本國民に保障する 基本的人權は、

人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、

これらの權利は、過去幾多の試練に堪へ、

現在 及び 将来の國民に対し、

侵すことのできない

永久の權利として

信託されたものである。

憲法は、國の最高法規ですから、この憲法できめられてあることにあわないものは、法律でも、命令でも、なんでも、いっさい規則としての力がありません。これも憲法がはつきりきめています。

このように大事な憲法は、天皇陛下もこれをお守りになりますし、國務大臣も、國會の議員も、裁判官も、みなこれを守ってゆく義務があるのです。

また、日本の國がほかの國とりきめた約束（これを「條約」といいます）も、國と國とが交際してゆくについてできた規則も、日本の國は、まごころから守ってゆくということを、憲法できめました。

みなさん、あたらしい憲法は、日本國民がつくった、日本國民の憲法です。

底本：「あたらしい憲法のはなし」実業教科書株式会社

1947（昭和22）年8月2日 文部省検査済

※ studio_o3 が 朗読用に構成・脚色しています。